

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年8月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260806	株式会社宝栄運輸(法人番号 1400001008612) 代表 者室野努史	岩手県盛岡市玉山 字小田沢42-20	本社営業所	岩手県盛岡市玉山字小 田沢42-20	輸送施設の使用停 止(122日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)15 条第1項第1号、法 第15条第4項	令和8年1月29日及び2月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果4件の違反が認められた。 (1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。